

平成 31 年 第 2 回 農業委員会総会

日 時 平成 31 年 2 月 26 日 (火) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 玉城 正智	2 番 百次 成仁
3 番 仲西 栄二	4 番 下地 功祐		6 番 杉本 雄靖
7 番 長嶺 功		9 番 宮里 良淳	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 大城 茂治		3 番 大城 久	4 番 玉城 賢清
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 玉城 信榮	8 番 大城 勇
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 玉城 秀則	12 番 玉城 薫
	14 番 安谷屋 健治		

【欠席委員】

5 番農業委員 山城 学	8 番農業委員 久保田 政子
2 番推進委員 金城 正弘	13 番推進委員 志茂 政安

【職務のために出席した職員】

山城 信善 玉城 弘一 新垣 千春

【議事録署名人】

6 番農業委員 杉本 雄靖 7 番農業委員 長嶺 功

【議事日程】

日程第 1	議案第 7 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 8 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 9 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 10 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 5	議案第 11 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 31 年 第 2 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 31 年第 2 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 31 年第 2 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 6 番農業委員杉本雄靖委員、7 番農業委員長嶺功委員です。次回調査委員が 5 番農業委員山城学委員、6 番農業委員杉本雄靖委員、4 番推進委員玉城賢清委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (5 件) 日程第 2 議案第 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (1 件) 日程第 3 議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (6 件) 日程第 4 議案第 10 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (7 件) 日程第 5 議案第 11 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (3 件) 【議題の審議】
会長	それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 7 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 5 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてです。1 番は真壁の 1 筆で、贈与による所有権の移転であります。番号 2 と 3 は関連しております。2 番は阿波根の 1 筆で、贈与による所有権の移転であります。3 番は阿波根の 1 筆で、3 年間の使用貸借権の設定であります。4 番は喜屋武の 3 筆で、贈与による所有権の移転であります。5 番は阿波根の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願いします。

委員	特になし。
会長	それでは、議案第 7 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に日程第 2 議案第 8 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 4 ページをお開き下さい。1 番は伊原の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは 4 条の報告を致します。5 ページをお開き下さい。 申請地は、第 1 種農地であります。しかし、不許可の例外の「集落接続」に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 8 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第 3 議案第 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 6 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 8 ページをお開き下さい。1 番は真栄平の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。 2 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。一般住宅への転用で、使用貸借権の設定であります。3 番は座波の 1 筆で、第 3 種農地であります。一般住宅への転用で、使用貸借権の設定であります。4 番は兼城の 3 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、使用貸借権の設定であ

	ります。5番は阿波根の1筆で、農地区分は第2種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。次に9ページをお開き下さい。6番は先月の保留案件となっております。束里の2筆で、農地区分は農振農用地であります。牛舎及び堆肥置場等への転用で、売買による所有権移転であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告ですが、6番の保留案件は前回報告していますので、1番から5番まで調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは5条の報告を致します。10ページをお開き下さい。 申請地は、宅地及び原野、段差等で囲まれた第2種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に12ページをお開き下さい。申請地は、水道管・下水道管が埋設されている道路に接しており、かつ500m以内に公民館及び保育所が存在しているため、第3種農地に該当します。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に14ページをお開き下さい。申請地は、水道管・下水道管が埋設されている道路に接しており、かつ500m以内に公民館及び保育所が存在しているため、第3種農地に該当します。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に16ページをお開き下さい。申請地は、第1種農地であります。しかし不許可の例外の「集落接続」に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に18ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び雑種地で囲まれた第2種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは6番の保留案件は、最後にやりたいと思いますので、1番から5番まで、皆様のご意見質問をよろしくお願いします。
委員	特になし
会長	それでは、1番から5番について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは6番の保留案件について、事務局より報告及び説明があります。事務局お願いします。

事務局	それでは、先月の総会で保留にした内容を〇〇さんへ文書で渡しておりますので、その要請書の内容と〇〇さんからの回答書を読み上げて報告します。 〇〇への要請文を読み上げ（内容省略） 〇〇からの回答書を読み上げ（内容省略） 次に、保留案件について決定するに際し、重要な注意事項があります。糸満市の顧問弁護士から意見書をいただいておりますので、読み上げて説明します。 弁護士からの意見書読み上げ（内容省略） ただ今読み上げましたように、引き続き継続審議とした場合や不許可相当とした場合は、〇〇さんから損害賠償請求される危険があるという事を考えに入れてほしいと思います。県からは付帯意見をつけて許可相当とする事も出来ると聞いております。また、市の農政課や市民生活環境課は住民説明会や公害防止協定について、進めようとしていますが、現在ではまだ調整には至っておりません。
会長	ただ今事務局からの説明がありましたが、その件について、委員の皆さんの意見質問ありましたらお願いします。
委員	損害賠償請求されたら、自分達農業委員がする事になるのですか。
事務局	国家賠償責任という事で糸満市がする事になります。国家賠償法というのがありまして、第1条で、国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる。簡単に言えば市の方が賠償責任になる。また第2項で、前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体はその公務員に対して求償権を有する。市が払ったら、その払った分を皆さんに請求することもできるという事です。
委員	〇〇さんは住民説明会や公害防止協定について、あまりにも不熱心に思えますが、仮に糸満市農業委員会がそれを理由に否決し、その後に県が許可相当とし、認められた場合でも損害賠償が出てくるのか。

事務局	糸満市の顧問弁護士に聞いたところ、糸満市が否決したら損害賠償請求される危険があると確認しています。
委員	県にも聞きましたか。
事務局	県もそのリスクはあると言っています。
会長	農業委員会としては、地域の混乱を防ぎたいのは分かりますが、市の農政課、市民生活課においても、住民説明会や公害防止協定を進めようとしており、又弁護士の意見にもありますように、賠償請求される危険があり、許可は避けられないと言っていますので、それらを踏まえてほしいと思います。私の意見としては、事業を実施するためには地域の理解や協力は必要不可欠であり、また地域とのトラブルを未然に防ぐためにも、上里、東辺名の両自治会において住民説明会を持つとともに、公害防止協定を結んでほしいと付帯意見を付けて許可相当としたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、6 番について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第 4 議案第 10 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 7 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、22 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案第 10 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 5 議案第 11 号農業経営基盤強化促進

事務局	事業に伴う農用地利用計画について 3 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。 では、34 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 30-80 は小波蔵の 1 筆で、2 年 11 ヶ月の賃借権の設定であります。30-81 と 30-82 は関連します。30-81 は大里の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。30-82 は大里の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。以上です。
会長	それでは、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは議案第 11 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。
議事録署名人 6 番農業委員 杉本 雄靖 7 番農業委員 長嶺 功	